

介護保険についてのお知らせ

介護保険制度は、介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

問長寿介護課①について☎内443、②について☎内849

①介護保険料について

65歳以上の方の介護保険料の算定方法

「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、13段階に分けて設定しています。
※災害などの特別な事情がある場合、保険料の減免を受けられる可能性がありますので、電話でご相談ください。

○基準額の決まり方

八潮市で必要な
介護サービスの
総費用

×

65歳以上の
方の
負担分23%

÷

八潮市に住む
65歳以上の
方の人数

=

八潮市の
保険料の基準額

介護保険料の納め方

年額18万円以上の公的年金を受給している方については年金から保険料が天引きされ、それ以外の方は納付書または口座振替にてお支払いいただきます。65歳になった方や市に転入した方などには、随時、納付書をお送りします。

介護保険料を滞納すると

利用したサービス費用の自己負担割合の引き上げ（3割または4割へ）や、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。介護保険料は納期限までに納めましょう。

②介護サービス利用の案内

介護が必要となった方は、介護サービスを利用することができます。なお、介護サービスの利用には、要介護認定を受ける必要があります。

要介護認定の流れ

対象者 65歳以上の方または40歳から64歳までの方で特定疾病により介護や支援が必要な状態となった方

申請 長寿介護課へ申請（地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行も可能）

認定調査
市の調査員が自宅へ訪問し、心身の状態などについての聞き取り調査

+

医師の意見書
市からの依頼により主治医が意見書を作成

介護認定審査会
認定調査と医師の意見書をもとに、医療、介護、福祉の専門家が審査を行い、要介護支援の必要の有無や、必要な度合い（要介護度）を判定

サービス利用の流れ（要介護認定後）

要介護1～5と認定された方
指定居宅介護支援事業者に連絡し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼

要支援1・2と認定された方
担当する地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプランの作成を依頼

※ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のこと

サービスの利用
サービス内容を決定後、サービス事業者と契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用

※サービスを利用した際には、原則として利用料の1～3割は自己負担になります。また、1～3割の自己負担で利用できる金額には上限（限度額）があります。

介護やサービスに関する相談は身近な地域包括支援センターへ

名称	住所	電話	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑	南川崎210-1	☎998-8895	二丁目、木曽根、南川崎、伊勢野、八潮1～4・6丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	鶴ヶ曽根1184-4	☎994-5562	小作田、松之本、上馬場、中馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1～4丁目、八潮7・8丁目、緑町1・2・4丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	大原455	☎999-7717	大瀬、古新田、圀、大原、大曽根、浮塚、八潮5丁目、大瀬1～6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センター やしお寿苑	八條294-4	☎930-5123	八條、鶴ヶ曽根、伊草、新町、緑町3・5丁目、伊草1・2丁目

情報公開制度・個人情報保護制度

令和6年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況についてお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問総務課☎内230

情報公開制度の実施状況（表1）

情報公開制度は、市が保有している情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

個人情報保護制度の実施状況（表2）

個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するための制度です。

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定		非公開決定	取り下げなど
			公開	部分公開		
請求	34件	33件	11件	21件	1件	1件
申出	23件	21件	10件	7件	4件	2件
合計	57件	54件	21件	28件	5件	3件

表2 開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示	取り下げなど
開示請求	44件	44件	29件	13件	2件	0件

※訂正・利用停止請求はありませんでした。